

FASBにおけるストック・オプション会計基準の分析* — その原則処理と測定方法を中心に —

Analysis of Accounting Standards for Employee Stock Options in FASB: Recognition and Measurement Principles and Measurement Methods

藻 利 衣 恵**
MOHRI Kinue

Previous studies in Japan have consistently adopted an accounting treatment for stock option-related expenses in the United States in which they are systematically allocated over the vesting period based on values measured on the grant date. It has been indicated that the measurement methods (intrinsic versus fair value) have changed several times due to the politicization of accounting. This research re-analyzes the FASB's accounting standards for employee stock options (especially the recognition and measurement principles and methods) using normative and descriptive research to determine whether the discussion of previous studies is a necessary consequence.

The following conclusions were drawn. First, with regard to the recognition and measurement principles of employee stock options, the discussion process established by accounting standards included an increase in the explanations of expenses, order of recognition and measurement principles, and explanations consistent with the FASB concept statements (asset and liability views). Further, the measurement method, in contrast to the principles, uses fair value as a measurement attribute in many related transactions. This has been consistently and methodically drawn from the exposure draft (1993).

Keywords: Employee Stock Options, Recognition and Measurement Principles, Measurement Method, Measurement Attribute, FASB

* 本稿は、JSPS 科研費（若手研究：研究課題番号 20K13640）の助成を受けた研究成果の一部である。

** 高崎経済大学経済学部経営学科
Faculty of Economics, Takasaki City University of Economics

I. はじめに

本研究の目的は、規範・記述研究を用いて、米国において近年公表された財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board: FASB)におけるストック・オプション(Stock Option: SO)会計基準における基本思考の変化を改めて検討することである。米国では、1848年に、はじめての会計基準である会計研究公報(Accounting Research Bulletin: ARB)第37号の公表後、ARB第43号および会計原則審議会(Accounting Principles Board: APB)におけるAPB意見書第25号と、付与日を測定日とした本源的価値法を用いることにより、事実上費用認識が行われない会計基準が設定されてきた。その後、FASBが基準設定の役割を担った後、FASB公開草案(1993)において公正価値法における費用認識を強制する提案がなされたものの、いわゆる会計の政治化と呼ばれる動きにより、SFAS第123号(1995)では費用認識の強制は断念、2004年に改正されるまで、多くの企業でAPB意見書第25号の事実上費用認識が行われない会計処理が継続されることとなった。この経緯については、野口(2004)、引地(2011)、および山下(2013)など、数多くの日本の先行研究でも、整理・分析されている。

ただし、米国のアカデミックでは、事実上費用認識が行われないARB第43号を問題視し、Paton and Paton (1955), Sweeney (1960), Campbell (1961), Boudreaux and Zeff (1976), Smith and Zimmerman (1976), およびWaygandt (1977) など、数多くの先行研究で、労働サービスの直接的な測定または新たな測定方法の検討が行われてきた。その中には、現在、一般的になっている最小価値法や公正価値法に関する議論もあった。このような米国のアカデミックの動向に基づけば、米国におけるSO会計基

準が、会計の政治化が主たる理由となり、会計基準が設定されていると考えるのは、必然ではないだろう。

そこで、本稿では、このような考えに基づき、FASBが近年設定したSO会計基準をより詳細に分析することにより、日本の先行研究ではあまり議論されていない、歴史的な変化を抽出する。

II. 米国財務会計基準書第123号とそれを分析した日本の先行研究

1. 米国におけるストック・オプション会計基準の変遷

米国ではじめての会計基準は、1948年にCAPより公表されたARB第37号である。ARB第37号では、現金報酬および株式報酬他の報酬と整合的な処理を行うべく(ARB第37号, para.2)、財産日における本源的価値法により費用額を測定する処理をしなければならないとされていた。

この会計基準は、1953年にARB第37号が改訂され、同年、その内容がARB第43号に引き継がれた。その内容は、測定方法として、ARB第37号と同様、本源的価値法が用いられつつ、測定日が財産日から付与日に変更された。この付与日への測定日の変更により、多くの米国企業は、SO関連費用を財務諸表に認識しなくなった。1972年、APBより、新たな会計基準としてAPB意見書第25号が公表された。この会計基準では、ARB第43号におけるSOの処理を原則処理としつつも、当時の時代背景にも対応すべく、非報酬型のSOについても対象に加えており、対象の範囲がARB第43号よりも拡張された(APB意見書第25号, paras. 1-2, 4 and 7)。また、測定日は、株式発行数および権利行使価格がはじめて決定する日と定められていることから、固定型のSOに

図表1 米国におけるストック・オプション会計基準の変遷

1948年	CAPより、米国ではじめての会計基準であるARB第37号が公表された。
1953年	ARB第37号が改訂された。
1953年	ARB第43号が公表され、改訂ARB第37号が引き継がれた。
1972年	APBより、APB意見書第25号が公表された。
1984年	FASBより、Invitation to Commentが公表された。
1987年	FASBより、Status Reportが公表された。
1993年	FASBより、SFAS第123号公開草案が公表された。
1995年	FASBより、SFAS第123号が公表された。
2004年	FASBより、SFAS第123号が改訂された。

ついでに付与日となる一方、変動型のSOについては必ずしも付与日にならないとされていた（APB意見書第25号, paras. 10 and 27）。

その後、FASBにおける本格的な審議に先立ち、利害関係者から意見を求めたFASB invitation to comment（FASB 1984a）が公表された。FASB（1984a, para.10）では、報酬制度に関連する主たる会計問題は、報酬費用の測定であると述べられていた。このFASB（1984a）では、まず、固定報酬（例えば、通常のSO）と変動報酬（例えば、株式増価受益権）に大別しながら、測定日（特に付与日と権利行使日）について検討が行われていた（FASB 1984a, i, paras.2-3 and 61-62）。そして、適切な測定日が決定されたあと、報酬費用の測定方法が議論され、その上で、特定の期間における報酬費用の配分方法が検討されていた（FASB 1984a, i）。

Swieringa（1987）は、FASBがAPB意見書第25号を再検討している中で公表された、FASB Status Reportに収録された論文である。このSwieringa（1987, 6）によれば、FASBは、1986年4月の段階では、付与日における最小価値によって測定する案で暫定合意していたものの、その後、短期間のうちに、SOに関する測定日（付与日から権利確定日へ）と測定方法（最小価値から公正価値へ）の双方について暫定的な結論を修正することとなったとされる（Swieringa 1987, 6）。

その後、1993年に、FASB公開草案（1993）（公正価値法による費用認識の強制）が公表された。このFASB公開草案（1993）は、付与日において報酬費用を測定している点において、APB意見書第25号をはじめとするこれまでの会計基準と一致していた。しかし、その一方で、報酬費用の測定値に公正価値を強制している点（ただし、価格算定モデルを用いる場合にはそのインプット情報として予想期間を用いている）、前払報酬を（APB意見書第25号では資本控除するのに対し）資産として認識する点、株式増価受益権（Stock Appreciation Rights：SAR）のような現金決済型の株式報酬も適用範囲と含めた包括的な会計基準となっている点で、APB意見書第25号とは異なっていた。

これに対して、利害関係者はSO制度の強みの1つである事実上の費用の非計上を維持すべく、連邦議会も巻き込んで、SFAS第123号公開草案の基準化の阻止に奔走した。以上の反対運動の動きを受けて（引地 2011, 24）、SFAS第123号では、APB意見

書第25号に替えて、付与日の公正価値を用いて費用計上することが推奨されているものの（SFAS 123（1995）、para. 1）、従来のAPB意見書第25号の処理を引き続き適用することも認められていた（SFAS 123（1995）、para. 5）。

1990年代を通じて、経営者報酬はむしろそれ以前の期間より早いスピードで増加したが、2001年12月のエンロン事件を契機として企業不祥事が発生する。これにより、経営者の高額報酬に関する批判が多く寄せられ、規制の整備が進むようになる（伊藤 2013, 50）。2004年12月には、SFAS第123号が改正され、公正価値法による株式報酬費用の認識が強制されるようになった（SFAS第123号（2004）、para.1）。この会計基準では、「全ての株式報酬取引から生じるコストを財務諸表に認識すること」（SFAS第123号（2004）、para.1）という目的のもと、公正価値による費用測定を強制する会計基準が定められるようになった。

2. FASBにおけるストック・オプション会計基準を分析した先行研究の概要

本節では、以上の米国におけるSO会計基準の変遷について、日本の先行研究でどのように扱われているのかを整理する。本稿では、特に、会計上の論点が精緻化されるようになった、FASB時代に焦点を当てる。

(1) FASB公開草案（1993）

まず、FASB公開草案（1993）に関して分析している主要な先行研究は、図表2の通りである。

野口（2004）および引地（2011）では、FASB公開草案（1993）公表による会計の政治化が整理されている。また、引地（2011）および山下（2013）では、会計処理の中でも、未費消残高の処理が（資本控除処理から）資産処理に変更された旨が記載されていることが特徴的である。

(2) 米国財務会計基準書第123号（1995）

次に、SFAS第123号（1995）に関して分析している主要な先行研究は、図表3の通りである。

3つの先行研究とも、FASB公開草案（1993）との違いが指摘されている点で、共通している。すなわち、FASB公開草案（1993）では、公正価値法の強制が要請されていたものの、企業のロビイング活動をはじめとする会計の政治化の動きを受けて、

図表2 FASB公開草案（1993）に関する日本の先行研究の記述

野口（2004）	①公開草案公表の経緯 ②公開草案の概要（APB意見書第25号との会計処理の比較） ③会計の政治化
引地（2011）	①公開草案の概要 ②前払報酬と概念フレームワークにおける資産の定義との関係 ③会計の政治化
山下（2013）	①公開草案公表の経緯 ②公開草案の概要 ・付与日における公正価値に基づいて測定される（山下 2013, 20-21；FASB 1993, paras.7 and 10）。 ・価格算定モデルによる公正価値評価が採用され、変動型SOについても付与日に評価されることになったことで、APB意見書第25号において生じていた、固定型SOと変動型SOの会計処理が異なることで生じていた費用額の差異に関する問題は生じなくなった（山下 2013, 20-21）。 ・前払報酬 ・権利確定前の失効 ・権利確定後の失効 ・開示 ③公開草案における変更点 ・公正価値評価の強制 ・付与日における前払報酬の処理 ・権利確定前の失効 ・開示内容が仔細

図表3 米国財務会計基準書第123号（1995）に関する日本の先行研究の記述

野口（2004）	①会計基準公表の経緯（会計の政治化） ②会計基準の概要（公開草案との違い）
引地（2011）	①会計基準の概要（公開草案との違い） ・SFAS第123号では、付与日における公正価値を用いた費用計上が推奨されているものの、APB意見書第25号を適用し、付与日の公正価値に基づいて費用計上する場合に生じる影響額を注記することも容認されていた（引地 2011, 24）。 ・FASB公開草案（1993）では、一貫して公正価値による認識・測定・開示が要求されていたのに対し、SFAS123では、公正価値法と本源的価値法の選択が容認されつつ、その補足情報として開示が要求されている点、双方の相違点としてあげられている（引地 2011, 26）。 ②公正価値の算定方法
山下（2013）	①会計基準の概要（公開草案との違い） ・公正価値評価が推奨されたものの、APB意見書第25号における本源的価値法による評価も認められること ・未公開企業の処理 ・権利確定前失効の処理 ・権利確定後失効の処理

SFAS第123号（1995）では、公正価値法による費用認識は推奨されたものの、APB意見書第25号の処理を引き続き許容しつつ、公正価値法によるディスクロージャーを拡充する方法が採用されたことである。

(3) 米国財務会計基準書第123号（2004）

最後に、SFAS第123号（2004）に関して分析している主要な先行研究は、図表4の通りである。

SFAS第123号（2004）は、現行の会計基準であることから、引地（2011）では、網羅的に論点が記載されている。また、山下（2013）では、米国企業

の動き（投資家による費用計上の情報要求の高まりにより、企業がこれに応えるようになったこと。）と、国際会計基準の動向というSFAS第123号（2004）公表の経緯を示した上で、SFAS第123号（2004）では、公正価値法による費用認識がされることになったことが指摘されている。

(4) 小括

本節では、FASB時代におけるSO会計基準を分析した日本の先行研究を整理した。これらを分析すると、会計基準の概要および公開草案または前会計基準との比較とともに、公開草案や会計基準の公表

図表4 米国財務会計基準書第123号（1995）に関する日本の先行研究の記述

引地（2011）	①SFAS第123号（2004）公表の狙い ②SFAS第123号（2004）の概要（APB意見書第25号, SFAS第123号（1995）, およびSFAS第123号（2004）の比較も含む。） ・適用範囲 ・株式報酬取引の認識 ・測定日 ・オプション価格算定モデル ・株価条件, 業績条件, および勤務条件 ・負債として分類される条件 ・失効の場合の見積りと修正 ・条件変更 ・開示
山下（2013）	①SFAS第123号（2004）公表の経緯 ・米国内の動き（費用計上への要求の高まりにより、企業はこれに応えるようになった（山下 2013, 32-33）。） ・国際会計基準の動向 ②SFAS第123号（2004）公表の経緯 ・SOについては、原則、付与日における公正価値での測定が求められることになり（SFAS第123号（2004）, para.16）, APB意見書第25号に基づいた本源的価値による測定も許容されていたSFAS第123号（1995）からの変更が行われた（山下 2013, 34）。 ・未公開企業の処理 ・権利確定前失効の処理 ・権利確定後失効の処理

の背景として、会計の政治化の動きが大きかったことについても、多くの紙面が割られていることが確認できた。

3. スtock・オプションの基準設定に対してアカデミックが果たした役割

ただし、米国において、SOの会計問題の解決を試みているのは、基準設定主体のみではなかった。米国のアカデミックでは、会計基準上の問題について、多くの議論が行われてきた。その一例として、本稿で後述する測定方法について、事実上費用認識が行われない改訂ARB第37号ないしARB第43号が設定された後、米国の学会においてどのような議論が行われたのか。以下では、その主要な議論を分析する。

(1) 基準設定に対してアカデミックが果たした役割

1——労働サービス価値の直接的な測定

1950年代以降の先行研究では、当時の会計基準で（付与日を測定日とした上で）本源的価値法を用いたことで報酬費用が認識されないことを問題視して、その問題を解決すべく、さまざまな検討が行われていた。第1の類型は、Paton and Paton（1955）、Sweeney（1960）およびCampbell（1961）における、労働サービスの（今日的な意味での）公正価値に類

する価値による測定である。

まず、その先駆けであるPaton and Paton（1955）では、現金要素と非現金要素が含まれる複合的な取引に関する当時の実務において、しばしば非現金要素（SO関連費用）に関する認識・測定は行われなかったことに対し、SO関連費用も、現金報酬に係る費用と同様、利益計算に反映させるべきであると考えられていた。この考えに基づき、労働サービスの総価値を直接測定し、それを現金給与額とSOに関連した報酬額に振り分けるという方法が考案されている。Sweeney（1960）では、Paton and Paton（1955, 48-53）の会計モデルに対し、サービス価値の具体的な測定方法を検討することにより議論を拡張させている。

それに対して、Campbell（1961）では、本源的価値法を批判しつつ、まったく評価を行わないよりも、何らかの判断を行う方がはるかによいとの考えに基づいて、費用の算定方法が検討されている。具体的に、Campbell（1961）では、付与日に等価交換が行われるという前提に立って、仮に確立された市場が存在していなくても、現実的な価値を確立することができるかと解されている（Campbell 1961, 56-57）。そして、関連するすべての要素を考慮しながら、契約当事者間の取引の完了を意味する付与日において決定された価値に基づいて処理が行われな

ければならないとされる (Campbell 1961, 56-57)。

しかし、これらの先行研究が、労働サービス価値の直接的な測定を提唱しても、その後の会計基準であるAPB意見書第25号では、依然として本源的価値法が適用され続けていた。

(2) 基準設定に対してアカデミックが果たした役割 2——新たな測定方法の検討

これに対して、当時の先行研究の第二の類型には、Campbell (1961), Boudreaux and Zeff (1976), Smith and Zimmerman (1976), およびWaygandt (1977) が含まれるが、これらの先行研究では、新たな費用の測定方法 (今日的な公正価値法の前身) の検討が行われている。

第1に、その先駆けとなったCampbell (1961) では、当時一般的であった本源的価値法とは異なり、将来の株価を企業が合理的に達成することが期待される利益の年間成長率に基づいて見積もることによって算定したSOの価値、すなわち最頻値による公正価値の算定が検討されている。

第2に、Boudreaux and Zeff (1976) では、Campbell (1961) を批判し、付与日において生ずる、企業からオプション保有者への富の移転を、権利行使日に獲得すると期待される市場価格と権利行使価格との差異の現在価値で認識しなければならないとされている (Boudreaux and Zeff 1976, 160)。この方法は、Campbell (1961) よりも、期待収益率の算定方法が (ファイナンス理論を用いて) より客観的ではあるが、基本的にはCampbell (1961) と同じく、最頻値による公正価値の算定が行われていると考えられる。

第3に、Smith and Zimmerman (1976) では、現在の株価と権利行使価格の割引現在価値との差額 (今日的な最小価値) でオプションを評価することが推奨されている (Smith and Zimmerman 1976, 357)。ただし、このSmith and Zimmerman (1976) についても、株価が無リスク利率で上昇すると仮定した場合に焦点を当て、将来の株価を見積もっていることから、最頻値による公正価値の測定といえる。

それに対して、Weygandt (1977) では、以上の先行研究とは立場が異なり、最頻値型によるワラントの真の価値を算定する評価モデルではなく、ブラック・ショールズ・モデルに代表されるファイナンスおよび経済学の先行研究に基づき、対数正規分

布を用いたオリジナル作業を紹介した。これを皮切りに、期待値型 (確率加重平均) の公正価値の算定へと転換が行われ、会計基準設定の場も含めて、現代の意味での公正価値法が台頭することになる。

4. 小括

本章では、米国におけるSO会計基準、FASBのSO会計基準を整理した日本の先行研究、およびSOの会計問題の解決を目指した米国の先行研究を分析した。その結果、日本の先行研究では、会計基準の概要を説明するにあたり、SO会計基準が設定された経緯 (会計の政治化) について言及されることが多い。しかし、2.3で前述した通り、米国のアカデミックでは、事実上費用認識が行われないARB第43号およびAPB意見書第25号の問題を解決すべく、(a) 労働サービスの直接的な測定、ないし (b) (最小価値法または公正価値法の前身となった) 新たな測定方法の検討が、積極的に行われていた。

このようなアカデミックの動きを考慮に入れるのであれば、米国の基準設定は、会計の政治化にねじ曲げられた基準設定が行われたと一義的に断じてよいのか、検討の余地がある。そこで、次章では、FASBが設定したSO会計基準を、特に、(FASBにおける基本思考の深化が確認できる) 原則処理と (会計基準変更の争点になった) 測定方法に焦点を当て、改めて分析する。

Ⅲ. FASBが設定したストック・オプション会計基準の分析——会計処理の原則および測定方法の議論を中心に

1. 株式報酬費用の原則処理

(1) FASB公開草案 (1993) と米国財務会計基準書第123号 (1995) との比較

本項では、FASB (1984a) およびFASBにおける株式報酬に関する本格的な審議を経て公表されたFASB公開草案 (1993) と、その以降コメントレーター等を経て公表されたSFAS第123号 (1995) における原則処理の比較・分析を行う。このFASB公開草案 (1993) と後述するSFAS第123号 (1995) との違いは、労働サービスに関する直接的な記載があるか否かである。以下、より詳細に分析する。

1) 各セクションに関する比較・分析

2つの文書に関する各セクションの比較・分析

図表5 FASB公開草案（1993）およびSFAS第123号（1995）における原則処理の比較表

	FASB公開草案（1993）	SFAS第123号（1995）
測定の基礎	労働サービスに関する直接的な記載なし	従業員に発行された資本性金融商品および対価として獲得した労働サービスに関する費用は、発行された資本性金融商品の公正価値に基づいて測定および認識される（para.16）。
測定の目的	従業員に発行された資本性金融商品と従業員以外の者に発行された類似の金融商品との発行条件の差異を考慮して、当該資本性金融商品の付与日現在の公正価値を見積もることである（para.10）。	付与日の株価に基づいて、従業員が必要な労働サービスを提供し、かつ他の条件を充足したときに権利を獲得できるSO等の公正価値を見積もることである（para.17）。
測定方法	公開企業によって付与されたSOの公正価値は、ブラック・ショールズ・モデルまたは二項モデルのような価格算定モデルを用いて見積もらなければならない（para.16）。	公開会社が付与したSOの公正価値は、付与日を考慮した価格算定モデル（例えば、ブラック・ショールズ・モデルまたは二項モデル）を用いて見積もらなければならない（para.19）。
認識原則	<ul style="list-style-type: none"> ・付与日に、報酬費用と追加的な資本が認識されなければならない（para.20）。 ・将来の労働サービスに帰属しうる価額は、資産（前払報酬）として認識され、関連する従業員サービスが提供される期間（勤務期間）に比例して配分されなければならない（para.20）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・付与日に、報酬費用と追加的な資本が認識されなければならない（para.30）。 ・将来の労働サービスに帰属しうる価額は、前払報酬として認識されず、関連する従業員サービスが提供される期間（定めがない場合には、付与日から権利確定日まで）にわたり、報酬費用によって認識される（para.30）。

は、次の通りである。第1に、SFAS第123号（1995）の測定基準では、測定の目的に先立ち、測定の基礎というセクションが増設され、図表5における下線部のように、（報酬）費用の測定に関する記述が追加されている。すなわち、SFAS第123号（1995, para.16）では、たびたび、従業員に発行された資本性金融商品について獲得した対価の一部またはすべては、過去または将来の労働サービスであると示されている。

第2に、測定の目的については、FASB公開草案（1993）とSFAS第123号（1995）とは、基本思考は同じであるが、SFAS第123号（1995）は、FASB公開草案（1993）に比べ、図表5における下線部にもあるように、費用の測定に関する記述が増えている。

第3に、測定方法は、①資本性金融商品の公正価値を合理的に見積もれない場合に適用される測定値として本源的価値が用いられていること、および②従業員持株制度が除外されていることを除き、大きな違いは存在しない。ほとんどのSO等の公正価値を付与日において合理的に見積もることが可能であると考えられている点は、FASB公開草案（1993）と同じであるが（SFAS第123号（1995）, para.21）、付与日においてそれを合理的に見積もれない場合、報酬費用の最終的な測定値は、その価値を合理的に見積もることができる最初の日（一般的には、従業員が権利を有する株式数および権利行使価格が決定

可能となる日）における、株価および他の関連要素に基づく公正価値であるとされている（SFAS第123号（1995）, para.22）。

第4に、SFAS第123号の認識原則は、未費消残高がオフバランスになることを除いて、FASB公開草案（1993）との間に、ほぼ違いは存在しない。

2) 2つの文書における原則処理の比較・分析

このFASB公開草案（1993）およびSFAS第123号（1995）は、FASBにおける多くの会計基準¹⁾とは異なり、測定から議論が出発している。これは、①当時は、APB意見書第25号において、付与日を測定日として本源的価値法を用いたことにより、事実上多くの企業で費用認識が行われなかったことと、②公正価値法が会計基準や会計学の学術的な研究において未だコンセンサスを得ておらず、公正価値法への批判が多かったことが、その背景にあると考えられる。これらの事実認識に基づけば、基準設定上、多くのSOの公正価値は合理的に見積もることができることをその論拠も示した上で論理的に説明したのち、すなわち、測定値が明確になったのちに、FASBは認識原則を設定していると解釈できる。

(2) 米国財務会計基準書第123号（2004）との比較

本項では、3.1.1で取り扱った2つの文書とSFAS第123号（2004）との比較を行う。ここで、形式上

図表6 FASB公開草案(1993), SFAS第123号(1995) およびSFAS第123号(2004)における原則処理の比較表

	FASB公開草案(1993)	SFAS第123号(1995)	SFAS第123号(2004)
認識原則	<ul style="list-style-type: none"> ・付与日に、報酬費用と追加的な資本が認識されなければならない(para.20)。 ・将来の労働サービスに帰属する価額は、資産(前払報酬)として認識され、関連する従業員サービスが提供される期間(勤務期間)に比例して配分されなければならない(para.20)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・付与日に、報酬費用と追加的な資本が認識されなければならない(para.30)。 ・将来の労働サービスに帰属する価額は、前払報酬として認識されず、関連する従業員サービスが提供される期間(定めがない場合には、付与日から権利確定日まで)にわたり、報酬費用によって認識される(para.30)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業は、財を入手する、またはサービスを受領する時に、株式報酬取引において取得する財または受領するサービスを認識しなければならない(para.5)。 ・財またはサービスを処分または費消する時、企業は関連する費用を認識しなければならない(para.5)。
測定原則	(労働サービスに関する直接的な記載なし)	(従業員に発行された資本性金融商品および対価として獲得した労働サービスに関する費用は、発行された資本性金融商品の公正価値に基づいて測定および認識される(para.16)。	従業員との株式報酬取引は、発行された資本性金融商品の公正価値(または、当該会計基準で指定された特定の状況においては、算定値または本源的価値)に基づいて測定される(para.7)。

で特筆すべき点が、2点ある。第1に、SFAS第123号(2004)では、認識原則が定められたのちに測定原則が設定されているという点で、FASB公開草案(1993)およびSFAS第123号(1995)とは異なっていることである²⁾。また、第2に、SFAS第123号(2004)では、原則処理のセクションでは、認識原則と測定原則のみが記載されており、FASB公開草案(1993)およびSFAS第123号(1995)と比べて、原則がより簡素化されていることである。以下、より詳細に分析する。

1) 各セクションにおける比較・分析

前述のように、SFAS第123号(2004)では、FASB公開草案(1993)およびSFAS第123号(1995)とは異なり、また、多くの会計基準と同じく、認識原則から議論が発している。また、SFAS第123号(1995)との共通点としては、FASB公開草案(1993)と比べ、費用の測定に関する記述が増えている点であり、その趣旨は、一貫している。

その一方、FASB公開草案(1993)およびSFAS第123号(1995)との相違点は、以下の2点である。第1に、SFAS第123号(2004)では、サービスを受領したときに資産が計上され、それを費消するときに費用が発生する(SFAS第123号(2004), para.5)との考え方が明記されている。というのも、FASB概念書第6号(para.31)によれば、労働サービスは蓄積することができないものの、提供を受けた一瞬において企業の資産となるとされている。また、FASB概念書第5号(para.87)によれば、すでに

認識されている資産から生じる経済的便益が消滅していること(すなわち、労働サービスが費消されていること)が明らかな場合には、費用が認識されるとされている。これらの考えに従えば、SFAS第123号(2004)では、FASB概念書(資産負債中心観)を用いた形で、より簡素化された認識原則が設定されていると考えられる。

第2に、株式報酬費用の相手勘定が負債となるSAR等の他の株式報酬にも適用できるよう、認識原則に、「追加的な資本が認識されなければならない」(SFAS第123号(1995), para.30)とは明言されず、「企業は、付与される金融商品が資本または負債のいずれの分類基準を満たすかに依存して、対応する資本または負債の増加を認識しなければならない」(SFAS第123号(2004), para.5)とされている。

それに対して、SOに関する測定原則は、図表6に示された1文のみが明記されており、FASB公開草案(1993)およびSFAS第123号(1995)と首尾一貫している一方、より原則が簡素化されていると解される。

2) 3つの文書における原則処理の比較・分析

本項では、FASB公開草案(1993)、SFAS第123号(1995)、およびSFAS第123号(2004)の比較を行った。その結果、SFAS第123号(2004)では、FASB公開草案(1993)およびSFAS第123号(1995)とは異なり、また、FASBにおける多くの会計基準と同じく、認識原則から議論が発しており、認識原則および測定原則がともにシンプルになっている

図表7 FASB公開草案（1993）およびSFAS第123号（1995）における測定方法に関する比較表

	FASB公開草案（1993）	SFAS第123号（1995）
測定方法	従業員に報酬として付与される株式は、公正価値で長期に測定される（para. 103）。	公正価値を推奨しつつも、本源的価値も許容される（para.11）。
測定方法の代替案の検討	<p>a. 本源的価値：記述なし</p> <p>b. 最小価値（paras. 104-106）： 最小価値による処理が他の資本性金融商品の発行および他の形態の従業員報酬に適用される測定原則と整合しないため、FASBは、公開企業に対して、最小価値に基づいてSOを処理することを認めないという判断を下した（para. 114）。</p> <p>c. オプションの価格算定モデル（paras.107-113）： SO以外の資本性金融商品およびそれらと引き換えに受領する対価は、金融商品の発行日において、公正価値で認識される（para. 114）。FASBは、SOとして支払われる報酬を異なる測定基礎によって測定する理由はないとし、公正価値を採択している（para. 114）。</p>	<p>A. 本源的価値（paras.136-138）： 大半の関係団体は、公正価値は付与日において合理的な信頼性をもって測定することはできないことを論拠として、本源的価値でSOを測定し続けることを選好し、その結果、本源的価値も許容された（para. 152）。</p> <p>B. 最小価値（paras. 139-142）： 公開企業については、FASB公開草案（1993）から変更なし。</p> <p>C. 公正価値（paras.143-148）： 公正価値ベースは、資本性金融商品の他の発行方法に適用される測定原則および従業員に支払われた他の報酬形態に適用される測定原則と首尾一貫しているため、公正価値が原則とされている（para. 153）。</p>

と解される。

また、認識原則については、FASB公開草案（1993）およびSFAS第123号（1995）では、基本的に変更がなかったが、SFAS第123号（2004）では、サービスを受領したときに資産が計上され、それを費消するときに費用が発生するとの考え方が明記され、FASB概念書第5号および第6号（資産負債中心観）を用いた形で認識原則が設定されていること、および、SAR等、費用の相手勘定が負債となる場合も含めて原則が導出されていることも、特筆すべきである。

2. 測定方法

(1) FASB公開草案（1993）とSFAS第123号（1995）との比較

本章において第2に取り扱う論点は、日本の先行研究等でも、FASB公開草案（1993）、SFAS第123号（1995）、およびSFAS第123号（2004）において主たる争点であったと言われることが多い測定方法である。本項では、FASB公開草案（1993）とSFAS第123号（1995）におけるこの論点について、整理・分析する。

SFAS第123号（1995）では、FASB公開草案（1993）以降の利害関係者による費用認識に反対するロビイング活動を受けて、従来のAPB意見書第25号の処理を引き続き適用することも認められるようになったとされる（SFAS 123（1995）、para. 5）。ただし、APB意見書第25号を適用する際、損益計算書において、（公正価値法による場合の）プロ

フォーマの当期純利益、および、1株当たり利益が表示される場合には（公正価値法による場合の）プロフォーマの1株当たり利益を、あたかもSFAS第123号（1995）において公正価値法が株式報酬費用の処理に適用されているかのように、各期について開示しなければならないとされていた（SFAS第123号（1995）、para. 45）。引地（2011）などの日本の先行研究では、この事実が大きく取り上げられている。

では、本項で取り扱う2つの文書には、具体的などのような記述が書かれているのか。本項では、この点について、分析する。

1) 本源的価値

SFAS第123号（1995、para.136）によれば、オプション期間中の任意の時点におけるオプションの本源的価値は、権利行使価格と原資産の現在の価格との差異であるとされる。FASB公開草案（1993）では、これまで会計基準上で用いられてきた本源的価値法に代わり、SO等の従業員報酬の測定に関する基本的な方法として、公正価値が明示されている（FASB公開草案、para.103）。そのため、測定方法の代替案として、本源的価値がその候補にも挙がっていないことが、特徴の1つである。

それに対して、SFAS第123号（1995）では、会計の政治化によりAPB意見書第25号の適用が認められているため、その検討過程でも、測定方法の代替案として、本源的価値、最小価値、および公正価値が挙げられ、その結果、SFAS第123号（1995）

では、本源的価値に関する説明が追加されている。

具体的には、本源的価値法の論拠は、通常、本源的価値が、容易に測定され、かつ、理解されるためであると指摘されている(SFAS第123号(1995), para.136)。しかし、本源的価値による測定は、いずれの測定日説とも組み合わせが可能であり(SFAS第123号(1995), para.137)、一部のFASBのメンバーは権利行使日における本源的価値法の方が財務諸表の目的適合性と表現の忠実性を高めると考えている(SFAS第123号(1995), para.138)ものの、本源的価値の賛成者の大多数は、(事実上費用認識が行われないことが多い)付与日説における本源的価値測定のみを受け入れているとされる(SFAS第123号(1995), para.137)。

これらの記述に基づけば、SFAS第123号(1995)でも、利害関係者が求めていた付与日における本源的価値法による測定に対して、FASBは好意的ではなかったことが伺える。

2) 最小価値

FASB公開草案(1993, para. 104)によれば、最小価値は、所与の株式のコール・オプションを購入したい者は、少なくとも、オプション期間の終点まで権利行使価格の支払いを繰り延べる権利から生じる便益(犠牲)を表す金額を支払うであろうという測定方法であるとされる。FASB公開草案(1993, para. 103)では、SOについては、公正価値法の代わりに最小価値法が要求されなければならないとの意見もあったものの、公開企業が最小価値に基づいてSOを処理することを認めないという判断を下している(FASB公開草案, para. 114)。その理由は、最小価値による処理が他の資本性金融商品の発行および他の従業員報酬に適用される測定原則と整合しないためであるとされている(FASB公開草案, para. 114)。この規定は、SFAS第123号(1995)でも、変更されていない。

3) 公正価値

①FASB公開草案(1993)における記述

FASB公開草案(1993)では、強制適用を要請している公正価値について、以下の記述が存在する。従業員の労働サービス以外のサービスに対する支払義務を決済するために発行された株式またはワラント、および従業員に支払われる他の報酬形態(現金、他の資産、および年金給付)は、(後者の場合は移

転する資産または発生する負債の)公正価値で測定されるとされている(FASB公開草案, para. 114)。この考えに基づけば、FASB公開草案(para. 114)は、SO(報酬)を異なる測定基礎で測定する理由はないとしている。

ただし、次に問題となるのは、SO取引において、公表市場価格を導出できるか否かである。公表市場価格は、それが入手可能である場合、資産、負債または資本性金融商品の公正価値の最善の測定であると考えられている(FASB公開草案, para. 116)。しかし、FASB公開草案(paras. 116-117, and 119)では、SOについて入手可能な公表市場価格は導出できなかったため、SOに固有の制限を反映させつつも、価格算定モデルを適用することにより、公正価値は見積もらなければならないと述べられている。

②SFAS第123号(1995)における記述

それに対して、SFAS第123号(1995)では、強制適用を断念した公正価値について、SOにおける公正価値とは何かが検討された上で、以下の議論が行われている。なお、ここで特筆すべきは、他の測定方法に対して、公正価値は多くの紙面が割かれているにもかかわらず、記述がほぼ刷新されている点である。このことから、FASBが、SOの公正価値測定について、多くの議論を行っていたことが伺える³⁾。

FASB公開草案(1993)公表後にFASBが分析したところ、関係団体の圧倒的多数が、契約当事者が報酬の条件を合意する日の株価に基づいて関連費用を測定することが重要であるため、付与日説による測定を支持している(SFAS第123号(1995), para. 151)。しかし、その一方で、この考えを持つ大半の関係団体は、公正価値は付与日において合理的な信頼性をもって測定できないことを論拠として、本源的価値でSOを測定し続けることを支持していた(SFAS第123号(1995), para. 152)。

一方、SFAS第123号(1995, para. 153)では、公開企業は公正価値でSO等を会計処理しなければならないというFASB公開草案(1993)の結論を再確認したことが示されている。SO取引における公正価値の適用は、資本性金融商品の他の発行方法に適用される測定原則および従業員に支払われた他の報酬形態に適用される測定原則と首尾一貫しているとされる(SFAS第123号(1995), para. 153)。このような考えに従い、SFAS第123号(1995)では、

測定上の懸念があるからといって、公正価値以外の測定基礎に基づいて、SOで支払われる報酬を測定する十分な理由があるとは考えていないと指摘されている（SFAS第123号（1995）、para. 153）。

4) 2つの文書における測定方法の比較・分析

本項では、FASB公開草案（1993）と、そののち、コメントレーターを経て公表されたSFAS第123号（1995）における測定方法を分析した。その概要は、以下の通りである。

SFAS第123号（1995, para. 45）では、従来のAPB意見書第25号の処理を引き続き適用することも認められ、その方法を適用する場合には、公正価値法が株式報酬費用の処理に適用されているかのように、各期について開示しなければならないとされていた。引地（2011）などの日本の先行研究でも、この事実が大きく取り上げられている。

しかし、SFAS第123号（1995）を分析すると、以下の点を指摘することができる。第1に、SFAS第123号（1995）では、APB意見書第25号が容認されたことから、本源的価値に関する説明が新設されたものの、それ以上に、（これまで検討され続けてきた）公正価値に関する説明が拡充されている点である。第2に、本源的価値による説明が新設されたとしても、ロビイング活動を繰り広げた関係団体のお眼鏡に適う、付与日を測定日とした本源的価値法の適用には否定的な記述が見られる点である。第3に、SFAS第123号（1995）では、本源的価値法が容認されたにもかかわらず、測定上の懸念があるからといって、公正価値以外で、SOを測定する十分な理由は存在しないと断じている点である。

このような考えに基づけば、SFAS第123号（1995）ではAPB意見書第25号を容認していたとしても、SFAS第123号（1995）の文書自体においては、公正価値法をメインストリームとした会計基準が理路整然と記述されていると解釈しうる。

(2) 米国財務会計基準書第123号（2004）

本項では、3.2.1で取り扱った2つの文書とSFAS第123号（2004）との比較を行う。このSFAS第123号（2004）は、エンロン事件等を端に発して国内投資家が公正価値法による株式報酬費用に関する情報開示を求め出した米国国内の動向と、SFAS第123号（2004）に先立って公正価値法による費用認識を強制する国際財務報告基準（International Financial

Accounting Standard : IFRS）第2号が公表されたという国際的な流れの中で公表されている。

1) 本源的価値

SFAS第123号（2004, paras.B52-53）では、本源的価値に関する説明が整理されているが、ほぼそれらに関する説明は、SFAS第123号（1995）から変更がない。追加されている記述は、本源的価値法支持者の大半が、SFAS第123号（1995）におけるプロフォーマの開示規定を伴ったAPB意見書第25号の認識規定は財務諸表利用者に適切な情報を提供すると考えていると指摘した点のみである（SFAS第123号（2004）、para.B53）。

2) 最小価値

それに続くSFAS第123号（2004, paras.54-55）では、最小価値に関する説明が整理されている。このうち、para.B54についてはほぼ変更がないものの、para.55では、数値例を用いSFAS第123号（1995）より一般化した形で、最小価値の説明が行われている。その上で、最小価値法の支持者は、時間価値（および公正価値）のうちボラティリティの価値の構成要素を測定することは、その結果として得られる公正価値の見積りは、財務諸表における認識をととても主観的にすると考えていることが指摘されている（SFAS第123号（2004）、para.55）。

3) 公正価値

SFAS第123号（2004）では、公正価値が、測定属性の中の独立したセクションの中で検討されているわけではなく、結論部分で議論が行われている点で、FASB公開草案（1993）およびSFAS第123号（1995）と異なっている。

また、その具体的な内容としては、まず、公正価値という測定基礎は、資本性金融商品の他の発行方法に適用される測定原則および従業員に支払われた他の報酬形態に適用される測定原則と首尾一貫しているとのFASB公開草案（1993）およびSFAS第123号（1995）の結論を再確認し（SFAS第123号（2004）、para.B56）、かつ、本源的価値および最小価値は、オプション価値を高める要素のうち大半が省略されていることが指摘されている（SFAS第123号（2004）、para.B57）。その上で、SO等の公正価値を見積もるためには、価格算定モデルをはじめ、様々な評価方法を利用できることが示されている

図表8 FASB公開草案(1993), SFAS第123号(1995) およびSFAS第123号(2004)における測定方法に関する比較表

	FASB公開草案(1993)	SFAS第123号(1995)	SFAS第123号(2004)
測定方法	従業員に報酬として付与される株式は、公正価値で長期に測定される(para.103)。	公正価値を推奨しつつも、本源的価値も許容される(para.11)。	従業員株式購入制度を除き、企業に、株式報酬契約に関する会計処理に公正価値に基づいた測定方法の適用を要求している(para.1)。
測定方法の代替案の検討	<ul style="list-style-type: none"> a. 本源的価値:記述なし b. 最小価値(paras.104-106): 最小価値による処理が他の資本性金融商品の発行および他の形態の従業員報酬に適用される測定原則と整合しないため、FASBは、公開企業に対して、最小価値に基づいてSOを処理することを認めないという判断を下した(para.114)。 d. オプションの価格算定モデル(paras.107-113): SO以外の資本性金融商品およびそれらと引き換えに受領する対価は、金融商品の発行日において、公正価値で認識される(para.114)。FASBは、SOとして支払われる報酬を異なる測定基礎によって測定する理由はないとし、公正価値を採択している(para.114)。 	<ul style="list-style-type: none"> A. 本源的価値(paras.136-138): 大半の関係団体は、公正価値は付与日において合理的な信頼性をもって測定することはできないことを論拠として、本源的価値でSOを測定し続けることを選好し、その結果、本源的価値も許容された(para.152)。 B. 最小価値(paras.139-142): 公開企業については、FASB公開草案(1993)から変更なし。 C. 公正価値(paras.143-148): 公正価値ベースは、資本性金融商品の他の発行方法に適用される測定原則および従業員に支払われた他の報酬形態に適用される測定原則と首尾一貫しているため、公正価値が原則とされている(para.153)。 	<ul style="list-style-type: none"> A. 本源的価値(paras.B52-B53): <ul style="list-style-type: none"> ・基本的には、説明の変更なし。 B. 最小価値(paras.B54-B55): <ul style="list-style-type: none"> ・最小価値の説明がより一般化されている(para.B55)。 ・公開企業については、FASB公開草案(1993)から変更なし。 C. 公正価値(paras.56-58) <ul style="list-style-type: none"> ・aとbのような独立したセクションはなく、結論部分で議論が行われている。 ・関連する取引では測定属性として公正価値が用いられていることから、測定上の懸念があるからといって、公正価値以外で、SOを測定する十分な理由は存在しないというFASB公開草案(1993)およびSFAS第123号(1995)の結論を再確認している。 ・SFAS第123号(2004)で要求されている公正価値に基づいた測定方法を適用すると、財務諸表の信頼性を向上できる(para.B60)。

(SFAS第123号(2004), para.B57)。

一方、公正価値法の反対論者は、ブラック・ショールズ・モデルによる評価では、SO独自の特徴を考慮していないことから、財務諸表の信頼性と比較可能性を損なうため、よりよい評価方法が開発されるまで、報酬費用の認識を延期すべきであると主張したとされる(SFAS第123号(2004), para.B57)。しかし、SFAS第123号(2004, para.B60)では、FASBとそのスタッフが、SO等の公正価値を見積もるに当たり、利用可能な価格算定モデルとその適用方法を理解するために、何千時間も費やした結果、財務諸表の信頼性を十分に担保できるSO等の公正価値の見積りを行うことは可能であることが示されている。これらの考えに基づいて、SFAS第123号(2004)では、公正価値法の強制が設定されている。

4) 3つの文書における測定方法の比較・分析

本項では、FASB公開草案(1993)と、SFAS第

123号(1995)、およびSFAS第123号(2004)における測定方法を分析した。その概要は、以下の通りである。

第1に、本源的価値に関する記述は、SFAS第123号(1995)からほぼ変更がない一方、最小価値に関する記述は、SFAS第123号(1995)よりも一般化した記述になっている。また、双方に関するセクション内の記述は、支持者の議論の論拠が客観的に書かれているのみであり、セクションの中で否定されていない点も、これまでの2つの文書とは異なっている。

第2に、公正価値については、独立のセクションが設けられているわけではなく、結論においてその検討が行われている。具体的には、関連する取引では公正価値が測定属性として用いられているというFASB公開草案(1993)からの論拠が再確認された上で、公正価値法の反対者の論拠(SOの測定に公正価値を適用すれば、財務諸表の信頼性が担保でき

なくなること)に対して、十分な議論の蓄積があることから、これを棄却している。この背景には、同年に公正価値法を強制したIFRS第2号が公表されたこと(国際的な動向)で、公正価値法の適用に一定のコンセンサスができたことがあろう。とすれば、記述の量が減少したことに鑑みても、SFAS第123号(2004)における測定方法の議論は、これまでの2つの文書よりウェイトが下がっている(すなわち、あまり重要な論点とはなっていない)とも解釈できる。

3. FASBにおけるストック・オプション会計基準の分析

本稿では、FASB時代に公表されたSOに関する基準設定上の3つの文書を検討した。その結果、その原則処理について、多くの日本の先行研究では変更なしとの記述が散見されるものの、より詳細に検討すると、費用に関する記述の増加、認識原則と測定原則の順序、ないし、FASB概念書(資産負債中心観)と首尾一貫した形での原則処理の記述等、その変化が浮き彫りになった。一方、SO会計基準の議論の争点になった公正価値法による株式報酬費用の測定(測定方法)については、原則処理とは反対に、多くの関連取引において公正価値が測定属性として用いられていることから、SO取引についても公正価値で測定すべきであるという考え方が、FASB公開草案(1993)から一貫して理路整然と採られてきたことも、特筆に値する。

では、この背景には何があるのか。当時、会計の政治化(政治的な圧力)により、基準設定主体としてのFASBの独立性が剥奪されようとしていた(梶田 2018)。当時のFASB議長の手記であるBeresford(1996)によれば、この点について、基準設定主体としてのFASBの使命は中立的で有用な情報を提供することであり、FASBの信用が傷つけば、最後には、会計プロフェッション全体の信用が傷つくことになりうるということが指摘されている(Beresford 1996, 129-130)。この事実認識に基づけば、会計の政治化が起こったとしても、FASBはそれに屈せず、財務諸表の信頼性を向上させるべく、測定方法の議論において、一貫して公正価値法を強く主張してきたと解釈できる。

近年、会計基準の分析は、(制度)会計研究者だけではなく、監査法人等の会計プロフェッションも行っている。しかし、このような通時的な会計基準

の比較・分析、ないし他の会計基準との整合性も含めた会計基準の分析は、会計学者にしかできないのではないだろうか。

IV. おわりに

日本における多くの先行研究において、FASB公開草案(1993)、SFAS第123号(1995)、およびSFAS第123号(2004)との違いは、一般的に、公正価値法が強制されるか、APB意見書第25号における本源的価値法が容認されるかとされている。しかし、本稿において、FASB公開草案(1993)、SFAS第123号(1995)およびSFAS第123号(2004)における原則処理と測定方法に関する規定を分析したところ、以下のことが明らかとなった。

1. 原則処理については、FASB公開草案(1993)からSFAS第123号(1995)において費用の記述が増えたこと、および、SFAS第123号(1995)からSFAS第123号(2004)では、①はじめて、多くの会計基準と同じく、認識原則が設定されたのちに測定原則が定められ、②資産負債中心観に基づく簡便な認識原則が設定され、③SARのような費用の相手勘定が負債となる株式報酬に対しても適用できる認識原則が設定されていることを指摘した。
2. 測定方法については、会計基準上での(表面的な)本源的価値法の容認に関係なく、FASBの基準設定上の文書において、関連する取引では公正価値が測定属性として用いられていることからSO取引についても公正価値で測定すべきであるという考え方で首尾一貫していることを指摘した。本稿では、FASB時代のSO会計基準、その中でも特に原則処理と測定方法について改めて分析を行った。ただし、本稿における分析と同様、これらの文書における他の論点で、または、他の基準設定主体が設定したSO会計基準でも、通説(例えば日本の先行研究)とは異なった解釈が導出される可能性もある。これらを改めて分析することが、今後の課題である。

謝辞

本稿作成過程に当たり、川村義則先生(早稲田大学)および野口晃弘先生(名古屋大学)より貴重な助言を賜りました。ここに記して感謝申し上げます。

注

- 1) FASB Accounting Standard Codificationにおける報酬のカテゴリーにある, Topic 710-908(航空会社の報酬), Topic 712(定年退職後給付), およびTopic 715(退職給付)でも, 認識, 測定, および開示という順序で会計基準が設定されている。
- 2) 以下では, 議論をわかりやすくすべく, SFAS第123号(2004)の定める認識・測定という順序で, FASB公開草案(1993)とSFAS第123号(1995)の議論を行う。
- 3) 3.2.2の(3)でも後述するように, SFAS第123号(2004, para.B60)にも, これを裏付ける記述(関連する議論に何千時間も費やしたこと)が記されている。

参考文献

- 伊藤靖史(2003)『経営者の報酬の法的規律』,有斐閣。
- 梶田龍三(2018)「会計の政治化——ストック・オプションの会計基準を事例として」『専修商学論集』第106巻,63-75頁。
- 野口晃弘(2004)『条件付新株発行の会計』白桃書房。
- 引地夏奈子(2011)『ストック・オプションの会計問題』中央経済社。
- 山下克之(2013)『ストック・オプション会計』中央経済社。
- American Institute of Accountants(1948), Accounting Research Bulletin No.37, *Accounting for Compensation in the Form of Stock Options*, New York, NY, AIA.
- American Institute of Accountants(1953), *Restatement and Revision of Accounting Research Bulletins*. New York, NY, AIA.
- American Institute of Certified Pacific Accountants(1972), Opinions of the Accounting Principles Board No.25, *Accounting for Stock Issued to Employees*. New York, NY, AICPA.
- Beresford, D. R. (1996), "What did we learn from the stock compensation project?" *Accounting Horizon*, 10(2), pp.125-130.
- Boudreaux, K. J. and S. A. Zeff (1976), "A Note on the measure of compensation implicit in employee stock options." *Journal of Accounting Research*, 14(1), pp.58-162.
- Campbell, E. D. (1961), "Stock options Should be valued." *Harvard Business Review*, 39(4), pp.52-58.
- Financial Accounting Standards Board(1984a), FASB Invitation to Comment: *Accounting for Compensation Plan Involving Certain Rights Granted to Employees*. Stamford, CT, FASB.
- Financial Accounting Standards Board(1984b), FASB Concepts Statements No.5, *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*. Stanford, CT, FASB.
- Financial Accounting Standards Board(1985), FASB Concepts Statements No.6, *Elements of Financial Statements*. Norwalk, CT, FASB.
- Financial Accounting Standards Board(1993), Exposure Draft: *Accounting for Stock-based Compensation*. Norwalk, CT, FASB.
- Financial Accounting Standards Board(1995), Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) No.123, *Accounting for Stock-based Compensation*. Norwalk, CT, FASB.
- Financial Accounting Standards Board(2004), Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) No.123 (Revised 2004), *Accounting for Stock-based Compensation*. Norwalk, CT, FASB.
- Financial Accounting Standards Board(2023), *Accounting Standards Codification*. Norwalk, CT, FASB.
- International Accounting Standards Board(2016), International Financial Reporting Standard (IFRS) 2 (Revised 2016), *Share-based Payment*. London, U.K., IFRS Foundation.
- Paton, W. A. and W. A. Paton, Jr. (1955), *Corporation Accounts and Statements*. New York, NY, The Macmillan Company.
- Smith, C. W. Jr. and J. L. Zimmerman (1976), "Valuing Employee Stock Option Plans Using Option Pricing Models." *Journal of Accounting Research*, 14(2), pp.357-364.
- Sweeney, D. L. (1960), *Accounting for Stock Options*. Ann Arbor, MI, The University of Michigan.
- Swieringa, R. J. (1987), Status report No.183, *Accounting for Stock Options*. Stanford, CT, FASB.
- Weygandt, J. J. (1977), Valuation of Stock Option Contracts. *The Accounting Review*, 52(1), pp. 40-51.